

児童手当現況届は

6月30日

までに

現在児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出する必要があります。

この届は、受給者の前年の所得、児童の養育状況などを確認するためのものです。

現況届は、6月30日(水)までに提出してください。(提出が必要な人には、書類を郵送します)

問 健康生活課② 1 4 4



健康生活課

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額改定

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手当額は、物価の変動に応じて改定されていますが、平成15年の消費者物価指数の下落により、平成16年4月から手当月額が下記のとおり引き下げられます。なお、8月支給から改定後の額となります。

児童扶養手当

	改正後	改正前
全部支給	月額 41,880円	月額 42,000円
一部支給	月額 41,870円～9,880円	月額 41,990円～9,910円

特別児童扶養手当

	改正後	改正前
1級	月額 50,900円	月額 51,100円
2級	月額 33,900円	月額 34,030円

問 健康生活課② 1 4 4



図書館通信

- おはなし会は14時(小さい子の時間)と14時30分(大きい子の時間)の2回です。

6月…12日・7月…10日

- あかちゃん向けのおはなし会

6月18日…11時から



移動図書館「ブックシャトル」6・7月

6月16日・7月7日・21日

(第1・3水曜日)

伊奈中央会館 14:00～14:30

小針小学校 14:50～16:00

6月9日・23日・7月14日・28日

(第2・4水曜日)

小針内宿区民センター 14:50～15:20

小針中学校 15:40～16:30

6月17日・7月1日・15日

(第1・3木曜日)

中島児童公園 11:00～11:45

あやめ会館 13:40～14:20

小室小学校 14:40～15:40

6月10日・24日・7月8日・22日

(第2・4木曜日)

原児童公園 10:40～11:20

宮前児童公園 11:40～12:20

丸山公民館 13:50～14:20

南小学校 14:40～15:40

休館日(6～7月)

6月／7日・14日・21日・28日・30日

7月／5日・12日・19日・20日・26日・31日

お問い合わせ

☎ 723-0017

<http://www.lib.ina.saitama.jp>

今月のおすすめ



秦末期の戦乱の中、斉王家の後胤である田横は、兄弟とともに挙兵し故国を回復する。虐殺を繰り返す項羽と裏切りを重ねる劉邦。ひとり他国を侵さず、信義を守り通した田横の生涯を描く歴史小説。

「香乱記」全3巻

宮城谷 昌光著 (毎日新聞社)

新着図書案内

「空中ブランコ」…………… 奥田 英朗
「雨の日のイルカたちは」…………… 片山 恭一
「紅の袖」…………… 諸田 玲子
「愛の饗宴」…………… チャールズ・バクスター

「ムジナ探偵局本日休業」…………… 富安 陽子
「そらとぶこくぼん」…………… ねじめ 正一
「ウィッシュリスト」…………… オーエン・コルファー
「はなうたウサギさん」…………… エリック・ローマン

問 / 問合せ 申 / 申込み 内 / 内線

INA20040

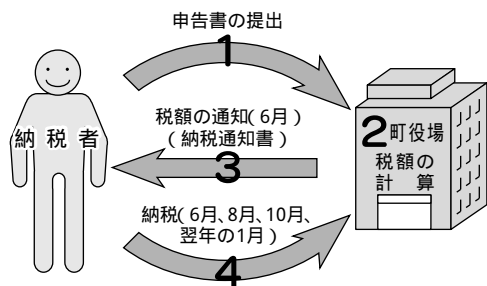
5

納税の方法

住民税（町・県民税）の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになります。

● 普通徴収（個人納付）

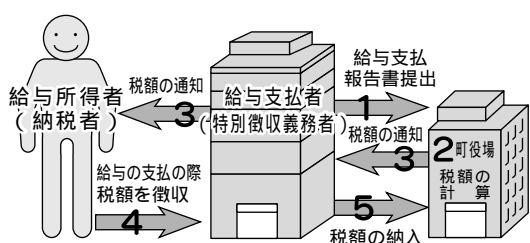
町から通知される納税通知書により、平成16年度は、6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



● 特別徴収（給与天引き）

町から給与支払者（会社）を通して税額通知書が通知され、給与支払者（会社）が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。なお、平成16年度の徴収は、6月から翌年の5月までの12か月となっています。

また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収（個人納付）に切り替わります。



定率による税額控除

今年度も、定率による税額控除が実施されます。定率による税額控除額は、所得割額の15%相当額となります。ただし、15%相当額が4万円を超える場合は、4万円が限度となります。

問 町民税係⑨2152

● 6月の納税 ● 町民税（1期）

平成16年度住民税の算出方法は

平成16年度の住民税（町・県民税）の納税通知書は
今月送付しますが、その算出方法は次のとおりです。

● 住民税の計算のしかた **住民税額** = 所得割額 + 均等割額

住民税が算出されるまでの具体例

設 例	家族構成	夫婦子ども2人（妻子は所得なし、子のうち1人は17歳）
	平成15年中の収支	収入 5,670,000円 必要経費 1,845,000円 国民健康保険の支払額 420,000円 生命保険の支払額 100,000円
所 得 割 の 計 算	所得金額（収入 - 必要経費）	5,670,000円 - 1,845,000円 = 3,825,000円・・・㉑ （収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。）
	所得控除	社会保険料控除 420,000円 生命保険料控除 35,000円 配偶者控除 330,000円 配偶者特別控除 330,000円 扶養控除（33万円×1人）..... 330,000円 特定扶養控除（45万円×1人）・ 450,000円 基礎控除 330,000円
	計	2,225,000円・・・㉒
	課税所得金額（㉑ - ㉒）	3,825,000円 - 2,225,000円 = 1,600,000円・・・㉓
	所得割額 < ㉓ × 税率 >	県民税 1,600,000円 × 2% = 32,000円・・・㉔ 町民税 1,600,000円 × 3% = 48,000円・・・㉕
	今年度も住民税については、次の額を控除します。	
	定率控除額（（㉔ + ㉕）× 0.15）	（32,000円 + 48,000円）× 0.15 = 12,000円・・・㉖
	県民税（ $\frac{\text{㉔}}{\text{㉔} + \text{㉕}} \times \text{㉖}$ ）	4,800円・・・㉗
	町民税（㉕ - ㉗）	7,200円・・・㉘
	定率控除後の所得割額	県民税（㉔ - ㉗）27,200円・・・㉙ 町民税（㉕ - ㉘）40,800円・・・㉚
均 等 割	県民税	1,000円・・・㉛
	町民税	3,000円・・・㉜
住 民 税 額	（㉙ + ㉚）	所得割 27,200円 + 40,800円 = 68,000円
	（㉛ + ㉜）	均等割 1,000円 + 3,000円 = 4,000円
	合 計	72,000円

①③の計算において、100円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てます。

所得割の税率

市 町 村 民 税		
課税所得の段階	標準税率	（参考）速算控除額
200万円以下の金額	3%	—
200万円を超え700万円以下	8%	100,000円
700万円を超える金額	10%	240,000円
道 府 県 民 税		
課税所得の段階	標準税率	（参考）速算控除額
700万円以下の金額	2%	—
700万円を超える金額	3%	70,000円

（注）課税所得とは、総所得金額から基礎控除、扶養控除などの所得控除の額を控除した金額。